

令和6年3月19日

草津市長 橋川 渉 様

草津市議員報酬および特別職給料審議会  
会長 小澤 香奈恵

議員報酬の額ならびに市長および副市長の給料の額の改定について（答申）  
令和5年12月21日付け草職発第1664号で諮問のあった標記の件について、下記のとおり改定すべきであるとの結論を得たので、ここに答申します。

記

1 議員報酬ならびに市長および副市長の給料改定率および改定後の額（月額）

- (1) 改定率 0.97%の引き上げ
- (2) 改定後の額 次の表のとおり

	現行額	改定後の額
議 長	558,000円	563,000円
副 議 長	492,000円	497,000円
議 員	443,000円	447,000円
市 長	926,000円	935,000円
副 市 長	779,000円	787,000円

※千円未満四捨五入

2 審議の内容（要約）

本審議会は、以下の（1）から（5）までの状況を踏まえ、総合的に検討し、各委員の慎重かつ十分な審議を重ねた結果、議員報酬ならびに市長および副市長の給料の額について、上記1のとおりとすることが適当であるとの結論に至った。

- (1) 草津市における今日までの経緯
- (2) 国家公務員の給与改定の状況
- (3) 県内・類似団体の状況
- (4) 民間企業における賃金の状況
- (5) 草津市の財政事情

## □ 審議の内容

### (1) 草津市における今日までの経緯

草津市議員報酬および特別職給料については、本審議会の答申を受け、平成15年度に1.83%の引き下げ改定、平成18年度に平均3.77%の引き上げ改定、また、平成27年度に2%の引き下げ改定を行っており、国の人事院勧告に準拠した一般職の給与改定を一定考慮して改定を行っている。なお、それ以降の改定は行われていない状況である。

### (2) 国家公務員の給与改定の状況

一般職の国家公務員の給与は、民間の給与水準との比較に基づく人事院勧告の仕組みにより、民間給与の水準に準じた改定が行われているところである。前回改定後の平成27年以降の人事院勧告では、5年連続の若年層に重点を置いた月例給の引き上げ改定後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受け、令和2年、令和3年は据え置きとなったが、令和4年、令和5年は再び若年層に重点を置いた月例給の引き上げ改定となっている。

### (3) 県内・類似団体の状況

県内では、すべての職において大津市に次ぐ2番目に高い報酬額となっているが、類似団体内では、すべての職において平均額を下回っている状況である。

### (4) 民間企業における賃金の状況

令和2年には新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済への影響を受け、景気は急速に悪化したが、昨年5月には新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行されたこともあり、現在、景気は回復傾向にあり、物価は上昇し、民間企業においても一定の賃金の引き上げがある。

### (5) 草津市の財政事情

令和4年度普通会計決算では、翌年度への繰越財源を除いた実質収支が6億6千9百万円の黒字で、昭和43年度から55年連続の黒字決算となっている。

(1)～(5)の状況を踏まえ、前回改定後の平成27年以降の人事院勧告の市行政職給料表7級(部長級)の給与(月例給)改定率を考慮した中で、市長から諮問を受けた議員報酬ならびに市長および副市長の給料の額の改定については、0.97%の引き上げ率を用いて改定することが適当であるとの結論に至った。